「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例案の骨子」についての意見募集

平成２３年８月に改正された「障害者基本法」では、手話が言語として位置づけられ、全ての障害者が可能な限り、言語やその他の意思疎通のための手段の選択の機会が確保されることが規定されています。また、平成２８年４月に施行された「障害者差別解消法」では、合理的な配慮について規定され、基本方針においては、意思疎通に当たっては筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションなどの配慮が必要とされています。

本県においては、手話を含む全ての障害者の意思疎通手段について検討することとし、令和元年７月に様々な障害者団体等で構成される、青森県意思疎通支援等施策検討会を設置し、手話言語及び全ての障害者の意思疎通手段の利用促進に関する施策及び条例の制定について検討を重ねてきました。

本検討会において、「言語としての手話の認識の普及」と「障害のある全ての方々の意思疎通手段の利用促進」を図るための条例を別々に制定することを決定し、今回「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例案」を制定するものです。

本条例については、県民等の多様な意見を参考としながら制定していきたいと考えていますので、下記のとおり、意見を募集します。

１　意見募集期間

令和２年１月１０日（金曜日）～令和２年１月２４日（金曜日）まで

（意見募集期間が３０日未満の理由）

本条例は今年度中の制定を予定していることから、本条例を２月定例県議会に上程する必要があるが、関係機関との調整に時間を要したため。

２　対象

「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例案の骨子」

県のホームページ（http://pref.aomori.lg.jp/kensei/seisaku/iken.html）や県障害福祉課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーでご覧いただけます。

点字版については、県障害福祉課、県の各合同庁舎受付に備え付けておきます。

３　公表資料

公表する資料は次のとおりです。

「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例案の骨子」

４　意見提出の際の留意事項

（１）　提出にあたって使用する言語は、日本語とします。

（２）　提出方法は、郵便、ＦＡＸ又は電子メールによるものとします。（１月２４日（金曜日）必着）

いずれの場合も、「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例案の骨子に関する意見」である旨明記してください。

（３）　意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合はその名称・事務所所在地等の連絡先）を明記してください。

住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

（４） 提出先は次のとおりです。

〒030-8570　青森市長島１丁目１番１号　青森県健康福祉部障害福祉課　社会参加推進グループ

ＦＡＸ：017-734-8092

Mail：syofuku@pref.aomori.lg.jp

５　提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する県の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが県の意見ですので、改めて考え方を公表することはしません。

担　当：健康福祉部　障害福祉課　社会参加推進グループ

電　話：017-734-9309

ＦＡＸ：017-734-8092

メール：syofuku@pref.aomori.lg.jp